

川西市議会本会議中継の実施に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月18日

川西市議会議長 大矢根 秀明

川西市議会規程第 3 号

川西市議会本会議中継の実施に関する規程の一部を改正する規程

川西市議会本会議中継の実施に関する規程（令和4年10月26日議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中継映像 本会議場の設備を用いて、会議の様態を撮影した映像及び音声をいう。
- (2) 生中継 中継映像を撮影と同時に、庁内回線を用いて市役所1階市民ホールに設置する映像装置を使用及びインターネットを利用して配信することをいう。
- (3) 中継録画配信（速報版） 中継映像をデータとして記録したものを編集せずにインターネットを利用して配信することをいう。
- (4) 中継録画配信（編集版） 中継映像をデータとして記録したものを編集の上、インターネットを利用して配信することをいう。

第3条中「録画中継及び生中継」を「生中継、中継録画配信（速報版）及び中継録画配信（編集版）」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 生中継は、対象会議がある日の開会又は開議から行い、市役所1階市民ホールに設置する映像装置においては、午後5時（対象会議の休憩時間を除く。）までとし、インターネットにおいては、閉会、散会又は延会までとする。

- 2 中継録画配信（速報版）の配信期間は、対象会議があった日の翌開庁日正午ごろから次項に規定する中継録画配信（編集版）が配信されるまでの間とする。
- 3 中継録画配信（編集版）の配信期間は、対象会議があった日の概ね10日後から1年間とする。

4 前3項の規定にかかわらず、議長は、不測の事態、事故等が発生したときは、議会中継を行わないことができる。

第5条中「議会」及び「における」を削除する。

第6条中「議長」の次に「における中継録画配信（編集版）の編集」を加え、「編集するもの」を「行うもの」に改め、「ただし、生中継においては編集を行わない。」を削除する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。